

第二種金融商品取引業者に対する 検査の現状について

平成29年2月14日(火)
関東財務局 証券取引等監視官
証券検査指導官 山根 比登志

目次

1. 平成28事務年度証券モニタリング基本方針	1
2. 証券モニタリングの対象先	4
3. 行政勧告処分事例	5
4. 検査指摘事項	7
5. 最後に	10

1. 平成28事務年度証券モニタリング基本方針

証券検査年度の初めに

証券検査の重点事項等を定める「証券検査基本方針」

証券検査の実施予定数等を定める「証券検査基本計画」を公表



金融庁の平成28事務年度「金融行政方針」を踏まえ

- ・金融庁の関連部局との連携を一層強化
- ・全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的な証券モニタリングを実施していくこととし、

「証券モニタリング基本方針」を公表

※ 証券モニタリングとはオンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリング双方を包含。

オンサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査。

オフサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査以外で証券取引等監視委員会、監督局、検査局、各財務局等が連携、必要に応じて証券取引等監視委員会が直接、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

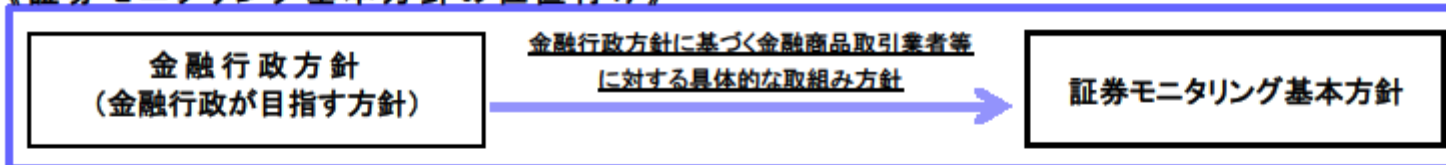
※ 証券取引等監視委員会では、平成21年度から証券検査年度を4月～翌年3月としてきたが、金融行政方針の公表を踏まえ、平成28年度より7月～翌年6月に変更している。

※ 平成28事務年度より検査実施予定先数の公表は行わない。

1. 平成28事務年度証券モニタリング基本方針

平成28事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

《証券モニタリング基本方針の位置付け》



《証券モニタリングの取組み方針》

[証券モニタリングの役割]

- 市場の公正性・透明性を確保し投資者の保護を図るため、証券モニタリングを通じて、金融商品取引業者等が自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場仲介者としての役割を適切に果たすよう促す。



投資者が安心して投資できる環境の確保

[基本的な取組み方針]

(これまでの取組み)

- オンサイトによる検査により、法令遵守態勢等に重点を置いて検証

< 環境の変化 >

- ✓ 延べ約8,000社に及ぶ対象業者
- ✓ 商品・取引の多様化・複雑化
- ✓ 少子高齢化による顧客基盤の変化等

(今後の取組み)

- 全ての金融商品取引業者等に対し、オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを実施
- ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントの実施
- リスクベースでのオンサイト先選定

※ 証券検査年度の変更: 4月～翌3月 ⇒ 7月～翌6月

1. 平成28事務年度証券モニタリング基本方針

《規模・業態別の主な検証事項》

- 大手証券会社グループ ⇒ ビジネスモデルの動向(含む海外拠点)、それを支えるガバナンス機能、リスク管理態勢等の適切性に重点を置いたモニタリングを実施し、フォワードルッキングな観点から、グループ全体の課題や業務運営上のリスクについて検証。
- 大手証券会社グループ以外の証券会社 ⇒ 顧客基盤や収益構造の変化を分析するとともに、証券会社の規模・特性に応じて、業務運営の適切性について検証。/地域証券会社については、取り扱う商品のリスクの所在を十分検討しているか等について検証。
- 外国為替証拠金取引業者(FX業者) ⇒ 外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えた投資者保護上の措置及びFX業者自身のリスク管理態勢の整備状況について検証。
- 投資運用業者 ⇒ 投資運用業者自身のガバナンスの構築状況、運用するファンドのガバナンスの構築状況等について実態把握を行い、今後の効果的なモニタリングを行うためのベンチマークの策定を行っていく。
- 投資助言・代理業者 ⇒ 顧客に誤解を生じさせる広告や虚偽の説明による勧誘の有無等について検証。
- 第二種金融商品取引業者 ⇒ 出資対象事業の実態や出資金の適正な運用・管理について検証。
- 適格機関投資家等特例業務届出者 ⇒ 出資対象事業の実態や出資金の適正な運用・管理について検証、特に改正金融商品取引法施行後(平成28年3月1日以降)の業務運営状況について重点的に検証。
- 無登録業者 ⇒ 187条調査権限を適切に活用するなど、引き続き厳正に対処。
- 業態横断的なテーマ別モニタリング ⇒ 顧客本位の業務運営、サイバーセキュリティ対策、高速取引注文の増加を踏まえた売買審査の実施状況等について実態把握。

《オンサイト・モニタリング》

- 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証。
- 問題が認められた場合には、法令等違反行為の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明し、実効性ある再発防止策の策定に役立てていく。

《関係機関との連携》

- 証券モニタリングと自主規制機関による監査・検査の役割・連携について検討。

《証券モニタリング後のフィードバック》

- 証券検査結果事例集等を通して、モニタリングにおいて把握した問題点等についてわかりやすく情報発信。

2. 証券モニタリングの対象先

	平成4年	平成19年 3月末		平成28年 3月末	うち関東
国内証券会社	216 *1	310	第一種金融商品取引業者	280	135
外国証券会社	49 *2				
金融先物取引業者	216 *3	196			
証券業務(窓販)の認可を受けた金融機関	619 *4	1,182	登録金融機関	1,080	284
投資顧問業者	433 *5	959	投資助言・代理業者	987	699
投資信託委託会社	20 *6	123	投資運用業者	345	131
投資顧問業者(一任)	155 *7	146			
証券仲介業者	不詳	591	金融商品仲介業者	828	394
商品投資販売業者(証券取引法対象外)	不詳	97	第二種金融商品取引業者	1,150	682
信託受益権販売業者(同上)	不詳	597			
抵当証券業者、集団投資スキーム(ファンド)、等(同上)			適格機関投資家等特例業務届出者	3,429	3,271
			(無登録業者)	8,099	5,596

*1 平成4年12月末

*2 平成4年6月末

*3 平成5年5月末

*4 平成4年7月末

*5 平成4年6月末

*6 平成4年3月末

*7 平成4年6月末

3. 行政勧告処分事例

No	業者名	業態	担当	勧告日	法令違反行為等	処分内容
1	日本クラウド証券(株)	第一種 第二種	関東	H27.6.26	<p>(1)分別管理を適切に行っていない状況 顧客預り金を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま、業務を運営。第二種業に関し業務システムへの入力作業の遅延等に係る補正を完了させていないほか、顧客の出資金を匿名組合の業者名義の銀行口座に送金するまでの間当社銀行口座に滞留させているにもかかわらず顧客預り金として管理すべき金額に含めていない。 ⇒金融商品取引法第43条の2第2項</p> <p>(2)顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況 第二種業について金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を交付。 ⇒金融商品取引法第40条第2号 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第8号</p>	H27.7.3 業務停止命令 2～3月 業務改善命令
2	スプレマシーアセット パートナーズ(株)	第二種	委員会	H28.4.1	<p>(1)出資金の流用を知らずながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ⇒金融商品取引法第40条の3の2</p> <p>(2)事業の実態について事実と異なる内容を告げて匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ⇒金融商品取引法第38条第1号</p> <p>(3)無登録で社債の募集の取扱いを行っている状況 ⇒金融商品取引法第29条</p>	H28.4.8 登録取消し 業務改善命令
3	トップゲイン(株)	第二種 特例業務	関東	H28.5.17	<p>(1)適格機関投資家出資の外観を仮装し、違法行為に積極的に加担した状況 ⇒金融商品取引法第51条</p> <p>(2)金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 ⇒金融商品取引法第29条の4第1項第1号ホ、金融商品取引法第52条第1項第1号</p>	H28.5.24 登録取消し 業務改善命令
4	サン・キャピタル・ マネジメント(株)	第二種 仲介	近畿	H28.5.24	<p>事実の実態について事実と異なる内容を表示し匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ⇒金融商品取引法第38条第8号 金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号</p>	H28.5.31 業務改善命令

3. 行政勧告処分事例

No	業者名	業態	担当	勧告日	法令違反行為等	処分内容
5	ドラグーンキャピタル(株)	第二種 助言代理	関東	H28.5.31	金融商品取引業者としての業務運営に問題がある状況 (1)ファンド出資金を費消している状況 (2)適格機関投資家への取得勧誘が行われていない状況 (3)適格機関投資家出資の外観を仮装する行為に積極的に加担した状況 (4)顧客に対し虚偽の運用報告書を交付する行為 ⇒(1)~(4) 金融商品取引法第51条 (5)金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 ⇒金融商品取引法第29条の4第1項第1号ホ、金融商品取引法第52条第1項第1号	H28.6.7 登録取消し 業務改善命令
6	グランド・ウイン・パートナーズ(株)	第二種	近畿	H28.9.2	(1)出資金の流用を知らずながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ⇒金融商品取引法第40条の3の2 (2)金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ⇒金融商品取引法第38条第1号 (3)報告徴取命令に対する虚偽報告 ⇒金融商品取引法第52条第1項第6号 (4)金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 ⇒金融商品取引法第29条の4第1項第1号ホ、金融商品取引法第52条第1項第1号	H28.9.9 登録取消し 業務改善命令

※ 人的構成要件の審査項目(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針V-三-1-1(1))

- 業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保状況及び組織体制として、業務を適正に遂行することができるか
 - ①経営者が、その経歴及び能力等に照らして、業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること
 - ②常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験及び金商業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること
 - ③業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配属され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること
 - ④営業部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること
 - ⑤次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること
 - ・帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - ・ディスクロージャー
 - ・リスク管理
 - ・電算システム管理
 - ・売買管理、顧客管理
 - ・広告審査
 - ・顧客情報管理
 - ・苦情・トラブル処理
 - ・内部監査
- 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者がいることにより、金商業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか

4. 検査指摘事項

(1) 平成27年度に実施しました検査における指摘事項は、以下のとおり。

○取引時確認等の不備 ⇒ 犯罪収益移転防止法第4条、第6条

- ・取引時確認未済
- ・確認記録未作成、未保存
- ・顧客の住居等宛てに取引関係文書の転送不要郵便等での送付未済
- ・法人における取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の未確認

○広告に係る記載の不備 ⇒ 金融商品取引法第37条

- ・広告等の必要表示事項である手数料の未記載
- ・目標年間利回りに係る誤解表示
- ・著しく人を誤認させるような表示

○業務運営態勢の不備 ⇒ 投資者保護上問題のある行為

- ・取得勧誘開始時に営業者との間で必要な契約書等を作成していない状況
- ・顧客が負担する分配金等の支払いに係る振込手数料を誤って過大に算定

これらの発生原因は

- ・社内検査、内部監査が行われていない
- ・犯罪収益移転防止法の知識及び理解不足
- ・コンプラ機能を発揮できる人員を配置していない などである。

4. 検査指摘事項

※ 参考

平成28年10月1日、犯罪収益移転防止法等が改正・施行

主な改正事項

○取引時確認に関連する改正

- ・「特定取引」の範囲に顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引の類型を追加
- ・ハイリスク取引の類型の追加(外国の重要な公的地位にある者等との取引)
- ・顔写真がない本人確認書類の取扱いの厳格化
- ・法人の実質的支配者の確認
- ・法人の取引担当者の代理権の確認方法

○取引確認記録作成時の記録事項の変更

○取引時確認等の措置に関する努力義務の拡充

○疑わしい取引の届け出に関する判断基準の追加

【参考公表資料】

- 平成27年9月公表 パブリックコメント 警察庁・共管各省庁
- 犯罪収益移転防止法の概要(平成28年10月1日以降の特定事業者向け)
JAFIC(警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室)
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A(改訂2版) 日本証券業協会

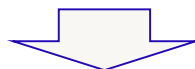
4. 検査指摘事項

(2) 指摘された主な法令違反行為

- ✓ 登録事項に係る変更届の未提出 (31条関係)
- ✓ 広告の記載不備 (37条関係)
- ✓ 契約締結前(時)書面の記載不備
(37条の3 37条の4関係)
- ✓ 虚偽表示・誤解表示 (38条関係)
- ✓ 分別管理が確保されていないファンドの取得勧誘
(40条の3関係)
- ✓ 契約締結前(時)書面の未保存 (47条関係)
- ✓ 事業報告書の記載不備 (47条の2関係)

5. 最後に

- 検査の役割は、金融商品取引業者等が、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つこと
- 投資者の保護という側面だけではなく、金融商品取引業者等の信用力の向上、ひいては業界の健全な発展に期待
- しかし、当局管轄の第二種金融商品取引業者である約5,600の証券モニタリングの対象会社等を全て検査するには相当の時間を要する



第二種金融商品取引業者の皆様には、以下の証券取引等監視委員会ホームページ(※)などを参考にして、自社の業務や内部管理態勢全般について自主的に検証・改善を図っていただき、市場仲介者としての役割を適切に発揮していただけることを期待しています。

※ 証券取引等監視委員会HP 証券監視委の取組み→証券検査

- ① 「金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集」
- ② 「金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告について」

御清聴有難うございました。